

## 兵庫県特定物質排出抑制計画に関する指針

平成 18 年 9 月 8 日告示第 963 号  
 改正 平成 22 年 6 月 15 日告示第 666 号  
 改正 平成 24 年 3 月 30 日告示第 426 号  
 改正 平成 26 年 8 月 1 日告示第 692 号  
 改正 平成 27 年 4 月 1 日告示第 297 号の 2  
 改正令和 3 年 3 月 23 日告示第 298 号

環境の保全と創造に関する条例（平成 7 年兵庫県条例第 28 号。以下「条例」という。）第 142 条の 2 の規定により、特定物質排出抑制計画に関する指針を次のように定め、平成 18 年 9 月 8 日から施行する。

なお、平成 15 年兵庫県告示第 1155 号の 2（兵庫県特定物質排出抑制計画に関する指針）は、平成 18 年 9 月 7 日限り、廃止する。

### 第 1 趣旨

この指針は、条例第 142 条の 2 第 1 項の規定に基づき、特定規模排出事業者（以下「特定事業者」という。）が事業活動に伴う特定物質の排出状況、当該特定物質の排出抑制に係る目標（以下「排出抑制目標」という。）、その達成のために講ずる措置（以下「排出抑制措置」という。）その他の特定物質の排出の抑制に関する事項を定めた特定物質排出抑制計画（以下「排出抑制計画」という。）を作成するために必要な事項等について定めるものとする。

### 第 2 排出抑制計画

#### 1 排出抑制計画の作成又は変更

特定事業者は、(1)及び(3)に掲げる排出抑制計画については 2 から 7 までにより、(2)に掲げる排出抑制計画については 3 から 7 までにより作成し、又は変更するものとする。

- (1) 環境の保全と創造に関する条例施行規則（平成 8 年兵庫県規則第 1 号。以下「規則」という。）第 45 条第 2 項第 1 号又は第 3 号に規定する工場等を設置し、又は管理している者が、当該工場等について作成等する排出抑制計画（以下「1 号排出抑制計画」という。）
- (2) 規則第 45 条第 2 項第 2 号に規定する工場等を設置し、又は管理している者が、当該工場等について作成等する排出抑制計画（以下「2 号排出抑制計画」という。）
- (3) 自動車運送事業者が作成等する排出抑制計画（以下「3 号排出抑制計画」という。）

#### 2 特定物質排出抑制方針及び推進体制の整備

##### (1) 特定物質排出抑制方針

事業活動に伴う特定物質の排出の抑制に関する方針を定めるものとする。  
 あわせて、脱炭素社会を実現するための取組方針を定めるよう努めるものとする。

##### (2) 推進体制の整備

排出抑制措置の推進状況及び実施結果の点検を行うことにより排出抑制計画を着実に推進するため、推進責任者及び部署ごとの推進員を設置する等、推進体制を整備するものとする。

#### 3 特定物質排出状況

##### (1) 特定物質排出量の算定

特定物質の排出状況として、基準年度の事業活動に伴う燃料、熱及び電気（以下「エネルギー」という。）の使用量並びに自動車の台数その他の特定物質の排出を伴う事業の活動量を把握し、下記(2)に基づき特定物質の種類ごとの排出量を算定するものとする。

また、基準年度及びその区分は、下表のとおりとする。

基準年度	区分
2013 年度	2013 年度時点で対象規模に達しており、排出量が把握できる場合は、原則として 2013 年度を基準年度とする。ただし、工場等の増設、使用する自動車の台数の増加等により 2013 年度と業態が大幅に変わっている場合は、当該増設等を行った翌年度を基準年度とする。
対象となった年度の前年度	2014 年 4 月 1 日以後、工場等の新設又はエネルギー使用量若しくは使用する自動車の台数の増加により対象となったもの。

(2) 特定物質排出量の算定方法

特定物質の排出量は、原則として、報告時点で最新の「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル（環境省、経済産業省）」に基づき算定するものとする。その際、単位発熱量及び排出係数については、特定事業者の実測等に基づいて係数等を設定することが望ましい。

(3) 特定物質排出量の算定に当たっての留意点

単位発熱量及び排出係数について、特定事業者の実測等に基づいて係数等を設定する場合には、その根拠資料（サンプル数や個別の測定結果等）を排出抑制計画等に添付するものとする。

#### 4 排出抑制目標の設定

排出抑制目標を次の点に留意して設定するものとする。

(1) 3により算定した特定物質の排出量、5により選定した排出抑制措置の内容、当該排出抑制措置を実施した場合の抑制効果等を考慮し、設定する。

脱炭素社会を実現するための長期的な視点から、最大限に実現可能な目標を設定するよう努めるものとする。

(2) 目標年度は、2030 年度とする。

(3) 総排出量による目標設定とし、総排出量が抑制されるように務めるものとする。

#### 5 排出抑制措置の選定

排出抑制措置の選定にあたっては、次に留意して選定するものとする。

(1) 特定物質の排出状況、特定物質の排出抑制を行うための措置の現状、法令等の基準等を踏まえ、別表1又は別表2に掲げる区分ごとに、これらの表に掲げる排出抑制措置の内容を踏まえ、効果的かつ実現可能な排出抑制措置の内容を個別具体的に定めるものとする。この場合においては、排出抑制措置ごとに数量的な目標を設定するよう努めるものとする。

(2) 1号排出抑制計画又は3号排出抑制計画には、可能な限り排出抑制措置の内容について漏れなく記載するものとする。

(3) 非効率石炭火力発電は休廃止、又は二酸化炭素排出原単位の低いエネルギーへの早期転換を図るものとする。

(4) 省エネルギーの取組に加え、再生可能エネルギーを利用することで、脱炭素社会を実現するための温室効果ガス排出抑制に取り組むよう努めるものとする。

(5) 別表1「4 自動車等に関する対策（工場等の敷地外を走行する自家用車（業務に使用するものに限る。）を含む。）」における工場等の敷地外を走行する自家用車（業務に使用するものに限る。）については、5台以上を保有する特定事業者に限るものとする。

#### 6 排出抑制計画の様式

排出抑制計画は、(1)から(3)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める様式により作成し、又は変更するものとする。

(1) 1号排出抑制計画 様式第1号

(2) 2号排出抑制計画 様式第2号

(3) 3号排出抑制計画 様式第3号

#### 7 添付書類

(1) 3(1)により算定を行う年度（以下「算定年度」という。）の特定物質排出量集計結果、再生可能エネルギー利用状況等を添付するものとする。

(2) 必要に応じて、算定年度における月ごと及び用途ごとのエネルギーの使用実績を添付するものとする。

(3) 県外の工場等を含めた排出抑制措置を講じている特定事業者は、必要に応じて、当該排出抑制措置に係る資料を添付するものとする。

(4) 1号排出抑制計画又は3号排出抑制計画の概要を基に、特定事業者ごとに公表用排出抑制計画を様式第4号により作成し、添付するものとする。ただし、1号排出抑制計画の概要を基に作成する公表用排出抑制計画について、特定事業者ごとの作成が難しい場合は、工場等ごとにその理由を明記した公表用排出抑制計画を作成し、添付するものとする。

### 第3 排出抑制措置の結果の報告

#### 1 特定物質排出抑制措置結果報告書の作成

特定事業者は、計画期間中、毎年度、2から5により、排出抑制計画に基づき講じた措置の結果の報告書（以下「報告書」という。）を作成するものとする。

#### 2 特定物質排出状況

前年度の特定物質ごとの排出量を第2の3に準じて算定するものとする。

#### 3 排出抑制措置の点検及び評価

排出抑制計画に定めた排出抑制措置の前年度の結果について点検及び評価を行うものとする。また、排出抑制目標の達成が可能となるよう、必要に応じ、排出抑制措置の内容の見直しを行うものとする。

#### 4 報告書の様式

報告書は、(1)から(3)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める様式により作成するものとする。

(1) 1号排出抑制計画に係る措置の結果の報告書（以下「1号報告書」という。） 様式第5号

(2) 2号排出抑制計画に係る措置の結果の報告書（以下「2号報告書」という。） 様式第6号

(3) 3号排出抑制計画に係る措置の結果の報告書（以下「3号報告書」という。） 様式第7号

#### 5 添付書類

(1) 特定物質排出量集計結果、再生可能エネルギー利用状況等を添付するものとする。

(2) その他、排出抑制措置の結果や目標達成状況等について参考となる資料等があれば、添付するものとする。

(3) 公表用排出抑制計画と同様、1号報告書又は3号報告書の概要を基に、特定事業者ごとに公表用報告書を様式第8号により作成し、添付するものとする。ただし、第2の7(4)ただし書に基づき、工場等ごとの排出抑制計画を作成した特定事業者については、工場等ごとに公表用報告書を作成し、添付するものとする。

#### 6 排出抑制目標の達成状況の確認

特定事業者は、計画期間が終了したときは、排出抑制計画に定めた排出抑制措置の結果をまとめ、排出抑制目標の達成状況について確認を行うとともに、達成要因又は未達成要因を明らかにするものとする。

### 第4 排出抑制計画等の公表

#### 1 条例第142条の4関係

県は、インターネットの利用その他の適切な方法により、特定事業者から提出のあった排出抑制計画及び報告書の集計結果並びに公表用排出抑制計画及び公表用報告書を公表するものとする。

#### 2 条例第142条の7関係

特定事業者は、条例第142条の7に基づき公表する場合には、次に掲げる事項を公表するよう努めるものとする。

##### (1) 排出抑制計画

ア 特定事業者の概要

イ 特定物質の排出状況

ウ 排出抑制目標

エ 排出抑制措置

##### (2) 排出抑制措置の結果

ア 特定事業者の概要

イ 特定物質の排出状況

ウ 排出抑制目標の達成状況

エ 排出抑制措置の達成状況

別表1 排出抑制措置の区分及び措置内容（自動車運送事業者を除く。）

〔「第2 5 排出抑制措置の選定」関係〕

区分	排出抑制措置の内容
1 省エネルギー等 低炭素型事業活動 の徹底	<p>1 エネルギー使用設備の機器管理台帳、管理規定の整備とエネルギー使用量の把握</p> <p>2 環境マネジメントシステムの導入等、自主的な行動計画の策定と管理体制の整備、従業員への教育、環境情報の公開・提供</p> <p>3 二酸化炭素排出原単位の低いエネルギーの採用（排出係数の低い電気の利用など）</p> <p>4 原材料の変更による特定物質排出量の抑制</p> <p>5 工程の削減・連続化・効率化</p> <p>6 生産設備の省エネルギー機能の発揮のための当該生産設備の定期的な点検整備</p> <p>(1) 燃焼設備における最適燃焼制御のための空気比等の点検整備</p> <p>(2) 廉熱回収設備における温度等の点検整備</p> <p>(3) 蒸気利用設備における蒸気圧等の点検整備</p> <p>(4) 熱利用設備（加熱設備）における炉壁外面温度、炉圧等の点検整備</p> <p>(5) 熱利用設備（熱源設備）における効率の把握及び圧力、冷温水温度等の点検整備</p> <p>(6) 热媒体の配管、継ぎ手、バルブ等の保温・断熱、スチームトラップの点検整備</p> <p>(7) ポンプ、ファン、プロワー、コンプレッサー等の流体機器における圧力及び吐出量及び配管等の点検整備</p> <p>(8) 電動力応用設備、電気加熱設備等における稼働台数・時間や電気の損失を低減するための点検整備</p> <p>(9) その他生産設備の点検整備</p> <p>7 空気調和設備等のエネルギー効率の良い運転手法の採用及び点検及び保守管理</p> <p>(1) 空気調和設備の燃焼設備における最適燃焼制御のための空気比等の点検及び保守管理</p> <p>(2) 空気調和設備の熱源設備における効率の把握及び冷温水温度等の点検及び保守管理</p> <p>(3) 蒸気利用設備における蒸気圧等の点検及び保守管理</p> <p>(4) 热媒体の配管、継ぎ手、バルブ等の断熱の点検及び保守管理</p> <p>(5) ポンプ、ファン等の流体機器における圧力及び吐出量等の点検及び保守管理</p> <p>(6) その他の設備の点検及び保守管理</p> <p>(7) 空気調和設備、熱源設備、換気設備の実態に応じた時間・区画を管理した運転手法の採用</p> <p>(8) 外気導入量の適正化や外気温に応じた効率の良い運転手法の採用</p> <p>(9) エレベーターの台数制御等利用状況に応じた運転手法の採用</p> <p>(10) その他設備のエネルギー効率の良い運転手法の採用</p> <p>8 受変電設備・配電設備における点検及び保守管理（不要な変圧器等の停止及び台数制御など総合的な効率の向上や進相コンデンサの管理等）</p> <p>9 照明設備の照度、点灯時間等の点検及び保守管理</p> <p>10 発電設備及びコーチェネレーション設備等における高効率運転のための点検及び保守管理</p> <p>11 エネルギー効率の良い事務用機器、業務用機器等の使用、点検及び保守管理</p> <p>12 工場エネルギー管理システム（FEMS）、ビルエネルギー管理システム（BEMS）の導入等によるエネルギーの総合的な管理と効率的な利用</p> <p>13 小集団活動等を通じた省エネルギー活動</p> <p>(1) 県の呼びかける冷暖房温度を勘案した室内温度管理の適正化</p> <p>(2) 昼休みの一斉消灯</p> <p>(3) 会議室などの冷房機器の使用後の運転停止</p> <p>14 省エネ診断の受診及び対策の検討実施（ESCO事業者（エネルギーの使用の合理化に関する包括的なサービスを提供する者をいう。）等の活用を含む。）</p>

2 製造設備又は事務所ビルの低炭素化	<p>1 非効率石炭火力発電の休廃止、又は二酸化炭素排出原単位の低いエネルギーへの早期転換</p> <p>2 燃料転換（二酸化炭素排出原単位の低いエネルギーを使用する設備の採用）</p> <p>3 生産設備における省エネルギー型設備等の採用</p> <p>(1) 燃焼設備における最適燃焼制御装置や高効率ボイラー等の採用</p> <p>(2) 蒸気利用設備における必要に応じた高効率スチームドレンセパレータ等の採用</p> <p>(3) 热利用設備（加熱設備）における熱伝達率、放射率、断熱性の向上のための設備の採用</p> <p>(4) 热利用設備（熱源設備）における高効率ヒートポンプ式熱源設備等の採用</p> <p>(5) 断熱性能の高い配管、継ぎ手、バルブ等の採用及びエネルギー損失の少ない合理的な配置</p> <p>(6) 使用用途に適したポンプ、ファン、ブロワー、コンプレッサー等高効率流体機器の採用及びエネルギー損失の少ない合理的な配置</p> <p>(7) 高性能電気加熱設備や電気使用設備における高効率モータ及びインバーター制御装置等の採用</p> <p>(8) その他省エネルギー型機器の採用</p> <p>4 廃熱を有効利用する設備の採用（リジェネレイティブ・バーナーや、バイナリー発電等の採用）</p> <p>5 空気調和設備等における省エネルギー型設備等の採用</p> <p>(1) 空気調和設備における最適制御装置等の採用</p> <p>(2) 空気調和設備の燃焼設備における最適燃焼制御装置や高効率ボイラ等の採用</p> <p>(3) 空気調和設備の熱源設備における高効率ヒートポンプ式熱源設備等の採用</p> <p>(4) 断熱性能の高い配管・継ぎ手・バルブ等の採用及びエネルギー損失の少ない合理的な配置</p> <p>(5) 使用用途に適したポンプ、ファン等高効率の流体機器等の採用及びエネルギー損失の少ない合理的な配置</p> <p>(6) 電気使用設備における高効率モータやインバーター制御装置等の採用</p> <p>(7) その他省エネルギー型機器の採用</p> <p>6 地域冷暖房システム又は地域熱供給システムの利用</p> <p>7 高効率給湯機器の採用</p> <p>8 需要と将来動向にあつた適正な受変電設備・配電設備の採用（高効率変圧器や進相コンデンサ等の採用）</p> <p>9 LED（発光ダイオード）照明等高効率照明機器や人感センサー等の照明制御装置の採用</p> <p>10 需要と将来動向にあつた適正な種類・規模の発電設備及びコーチェネーションシステム、蓄熱システム、燃料電池等の採用</p> <p>11 建築物等の断熱性能を高める省エネ改修及びZEB（ネットゼロ・エネルギー・ビル）化</p> <p>12 木製品の有効活用、建築物の木質化</p>
3 再生可能エネルギー・未利用エネルギーの利用	<p>1 太陽光発電、風力発電、バイオマスボイラーその他の再生可能エネルギー・生産設備の設置等による利用</p> <p>2 太陽光、風力、木質バイオマスなどを利用した再生可能エネルギーを他人から受給して利用</p> <p>3 工程から発生する副生ガス、廃棄物の焼却排熱、下水の熱その他の未利用エネルギーの利用</p>

4 自動車等に関する対策（工場等の敷地外を走行する自家用車（業務に使用するものに限る。））	1 省エネ責任者の設置、社内研修体制の整備、従業員への教育、環境情報の公開・提供 2 天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、電気自動車、燃料電池自動車等の導入 3 車両の大型化、トレーラー化 4 共同の輸送・配送等の計画化による自動車使用の合理化 5 輸送ルート・輸送手段の工夫 6 適正車種選択 7 積載率の向上 8 テレビ会議システム等の利用による交通量の削減 9 公共交通機関の利用による自動車使用頻度の低減 10 自動車の性能維持のための定期的な点検整備 11 エコドライブ（アイドリングストップを含む。）等経済的な運転の励行 12 エコドライブ関連機器の導入 13 車両の燃料使用量等の把握 14 Well to Wheel の観点における二酸化炭素排出原単位の低いエネルギーの採用（排出係数の低い電気や温室効果ガスの排出の少ない製造方法の水素の利用等）
5 荷主としての対策（貨物委託輸送におけるもの）	1 省エネ責任者の設置、社内研修体制の整備、従業員への教育、環境情報の公開・提供の要請 2 自家用貨物車から営業用貨物車への転換 3 貨物列車・船舶等へのモーダルシフト及びその要請 4 天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、電気自動車、燃料電池自動車等の導入等の使用の要請 5 車両の大型化、トレーラー化の要請 6 共同の輸送・配送等の計画化による自動車使用の合理化の要請 7 輸送ルート・輸送手段の工夫の要請 8 適正車種選択の要請 9 積載率の向上の要請 10 自動車の性能維持のための定期的な点検整備の要請 11 エコドライブ（アイドリングストップを含む。）等経済的な運転の励行の要請 12 エコドライブ関連機器の導入の要請 13 車両の燃料使用量等の把握の要請 14 Well to Wheel の観点における二酸化炭素排出量の低いエネルギーの採用（排出係数の低い電気や温室効果ガスの排出の少ない製造方法の水素の利用等）の要請
6 ハイドロフルオロカーボン等（特定物質のうち、二酸化炭素を除くガスに係るもの）の排出抑制	1 地球温暖化係数が低い物質への転換又は特定物質に該当しない物質（グリーン冷媒等）及び当該物質を用いる機器技術の開発・活用 2 ハイドロフルオロカーボン等の容器への充てん時・製品への封入時等の漏えい防止の徹底、ハイドロフルオロカーボン等使用機器からの冷媒等の回収又は代替物質使用機器の使用優先 3 ハイドロフルオロカーボン等使用機器の漏えい防止のための点検及び保守管理 4 廃棄物処理等によるメタン削減対策又は焼却施設等燃焼過程から排出される一酸化二窒素削減対策
7 廃棄物の排出抑制・再利用	1 使い捨て製品から再使用可能な製品への転換及び再生品の採用 2 分別回収品目の拡大 3 廃棄物のリサイクル

8 県内のプロジェクトで創出されたクレジット	<p>1 国内における地球温暖化の排出削減・吸収量認証制度により兵庫県内で創出されたJ-クレジット等の購入</p> <p>2 兵庫県内で創出されたグリーン電力証書の購入 ただし、報告書に算入する際には、電気事業者から供給された電気の使用による二酸化炭素排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出削減量とする。</p> <p>3 兵庫県内で創出されたグリーン熱証書の購入 ただし、報告書に算入する際には、当該熱量に二酸化炭素排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の削減量とする。</p> <p>4 1から3までにおいて、クレジット取得量を報告書に記載する場合は、当該年度において償却した量を記載するものとする。</p> <p>5 事業所内において1から3までのクレジットを創出し、他の事業者等に当該クレジットを移転したときは、移転した年度の排出量としてクレジットを二酸化炭素量に換算した量を加算するものとする。</p>
9 その他、緑化等の取組、県外・海外等における取組で特に報告したいもの	<p>1 事業所における樹木等による緑化</p> <p>2 兵庫県内における樹木等による緑化、森林保全等の取組</p> <p>3 「豊かな森づくり活動」や「豊かな海づくり活動」など低炭素活動プロジェクトを実施する「ひょうごグリーンエネルギー・ブルーカーボン基金」（事務局：公益財団法人ひょうご環境創造協会）への寄附</p> <p>4 低炭素社会実行計画等に基づく全社としての目標に対する達成状況</p> <p>5 環境に配慮した製品の開発や販売、環境に配慮した商品等の購入（グリーン購入）</p> <p>6 その他、特に報告したい地球温暖化対策（県外又は海外における二国間クレジットの取得等を含む。）</p>
10 脱炭素社会の実現に向けた取組	<p>1 CO<sub>2</sub>フリー水素技術の開発・活用</p> <p>2 CCU/カーボンリサイクル/バイオマスによる原料転換技術の開発・活用（生産活動から排出されるCO<sub>2</sub>を分離・回収して原料として再利用、光合成によりCO<sub>2</sub>を吸収したバイオマス資源を原燃料に利用する等）</p> <p>3 CCS技術の開発・活用（生産活動から排出されるCO<sub>2</sub>を分離・回収して貯留）</p> <p>4 その他脱炭素社会の実現に向けた革新的省エネルギー技術の開発・活用</p> <p>5 再生可能エネルギーの利用に関するイニシアティブ等への参画</p> <p>6 気候変動対策に取り組む国際的イニシアティブ等への参画</p> <p>7 グリーンファイナンスの推進(TCFD提言に基づく気候関連情報の開示等)</p> <p>8 その他企業経営等における脱炭素化の促進</p>

別表2 排出抑制措置の区分及び措置内容（自動車運送事業者用）

〔「第2 5 排出抑制措置の選定」関係〕

1 自動車運送事業に関する対策	1 省エネ責任者の設置、社内研修体制の整備、従業員への教育、環境情報の公開・提供 2 天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、電気自動車、燃料電池自動車等の導入 3 車両の大型化、トレーラー化 4 共同の輸送・配送等の計画化による自動車使用の合理化 5 輸送ルート・輸送手段の工夫 6 適正車種選択 7 積載率の向上 8 貨物列車・船舶等へのモーダルシフト 9 自動車の性能維持のための定期的な点検整備 10 エコドライブ（アイドリングストップを含む。）等経済的な運転の励行 11 エコドライブ関連機器の導入 12 車両の燃料使用量等の把握 13 Well to Wheel の観点における二酸化炭素排出量の低いエネルギーの採用（排出係数の低い電気や温室効果ガスの排出の少ない製造方法の水素の利用等）
2 再生可能エネルギーの利用	1 太陽光発電、風力発電、バイオマスボイラーやその他の再生可能エネルギー生産設備の設置等による利用 2 太陽光、風力、木質バイオマスなどを利用した再生可能エネルギーを他者から受給して利用
3 ハイドロフルオロカーボン等（特定物質のうち、二酸化炭素を除くガスに係るもの）の排出抑制	1 地球温暖化係数が低い物質への転換又は特定物質に該当しない物質（グリーン冷媒等）及び当該物質を用いる機器技術の開発・活用 2 ハイドロフルオロカーボン等の容器への充てん時・製品への封入時等の漏えい防止の徹底、ハイドロフルオロカーボン等使用機器からの冷媒等の回収又は代替物質使用機器の使用優先 3 ハイドロフルオロカーボン等使用機器の漏えい防止のための点検及び保守管理
4 廃棄物の排出抑制・再利用	1 使い捨て製品から再使用可能な製品への転換及び再生品の採用 2 分別回収品目の拡大 3 廃棄物のリサイクル
5 県内のプロジェクトで創出されたクレジット	1 国内における地球温暖化の排出削減・吸収量認証制度により兵庫県内で創出されたJ-クレジット等の購入 2 兵庫県内で創出されたグリーン電力証書の購入 ただし、報告書に算入する際には、電気事業者から供給された電気の使用による二酸化炭素排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出削減量とする。 3 兵庫県内で創出されたグリーン熱証書の購入 ただし、報告書に算入する際には、当該熱量に二酸化炭素排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の削減量とする。 4 1から3までにおいて、クレジット取得量を報告書に記載する場合は、当該年度において償却した量を記載するものとする。 5 事業所内において1から3までのクレジットを創出し、他の事業者等に当該クレジットを移転したときは、移転した年度の排出量としてクレジットを二酸化炭素量に換算した量を加算するものとする。

6 その他、緑化等の取組、県外・海外等における取組で特に報告したいもの	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業所における樹木等による緑化</li> <li>2 兵庫県内における樹木等による緑化、森林保全等の取組</li> <li>3 「豊かな森づくり活動」や「豊かな海づくり活動」など低炭素活動を実施する「ひょうごグリーンエネルギー・ブルーカーボン基金」(事務局：公益財団法人ひょうご環境創造協会)への寄附</li> <li>4 低炭素社会実行計画等に基づく全社としての目標に対する達成状況</li> <li>5 環境に配慮した製品の開発や販売、環境に配慮した商品等の購入（グリーン購入）</li> <li>6 その他、特に報告したい地球温暖化対策（県外又は海外における二国間クレジットの取得等を含む。）</li> </ol>
7 脱炭素社会の実現に向けた取組	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 Well to Wheel の観点からトータルの CO<sub>2</sub> 排出量の削減方針の明確化</li> <li>2 商用車（バス・トラック等）における電動化技術及び内燃機関の環境技術の開発・活用</li> <li>3 商用車（バス・トラック等）における燃料電池自動車及び CO<sub>2</sub> フリー水素技術の開発・活用</li> <li>4 CCU/カーボンリサイクル/バイオマスによるバイオ燃料や代替燃料の開発・活用</li> <li>5 ICT 技術を活用したエコドライブ支援システムの開発・活用</li> <li>6 Mobility as a Service (Maas) などのモビリティサービスの開発・活用</li> <li>7 再生可能エネルギーの利用に関するイニシアティブ等への参画</li> <li>8 気候変動対策に取り組む国際的イニシアティブ等への参画</li> <li>9 グリーンファイナンスの推進(TCFD 提言に基づく気候関連情報の開示等)</li> <li>10 その他企業経営等における脱炭素化の促進</li> </ol>

## 様式第4号（条例第142条の4関係）

## 公表用特定物質排出抑制計画書（新規・変更）

事業者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)				
事業者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)				
事業者の主たる業種				
事業の概要				
県内対象工場等の名称				
県内対象工場等の温室効果ガスの合計排出量等	(単位:t-CO <sub>2</sub> (CO <sub>2</sub> 換算量)) (原単位: )			
		基準年度(実績) ( 年度)	現況(実績) ( 年度)	目標年度(計画) ( 年度)
	排出量			
	抑制率			
	原単位			
抑制率				
目標設定の考え方				
温室効果ガスの排出抑制措置の内容 (主な計画)				
社会貢献活動等				
気候変動対策に取り組むイニシアティブ等への参画状況				

様式第6号（条例第142条の3関係）  
(2号報告書)

排出抑制措置結果報告書

年　月　日

兵庫県知事　　様

報告者　住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

工場等の名称			
工場等の所在地			
業種			
年度に実施した温室効果ガス排出抑制措置の状況			
年度における二酸化炭素排出量	(kg-CO <sub>2</sub> )		
連絡先	担当部署・担当者氏名		
	電話番号	FAX番号	
	電子メールアドレス		

様式第8号（条例第142条の4関係）

公表用特定物質排出抑制措置結果報告書

事業者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)				
事業者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)				
事業者の主たる業種				
事業の概要				
県内対象工場等の名称				
県内対象工場等の温室効果ガスの合計排出量等	(単位:t-CO <sub>2</sub> (CO <sub>2</sub> 換算量))(原単位: )			
		基準年度(実績) ( 年度)	現況(実績) ( 年度)	目標年度(計画) ( 年度)
	排出量			
	抑制率			
	原単位			
抑制率				
温室効果ガスの排出抑制措置の内容 (主な措置結果)				
社会貢献活動等				
気候変動対策に取り組むイニシアティブ等への参画状況				